

(介 33)

平成 24 年 10 月 10 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久

「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間および要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成 25 年 3 月 31 日)までの送付について

東日本大震災に対処するための要介護認定に係る有効期間につきましては、本年 4 月 10 日付(介 4)「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間および要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について」において、東日本大震災により被災した市町村における要介護認定に係る事務処理が膨大となる等の課題に対処するため、市町村の判断で従来の要介護認定有効期間の満了日を最大 12 ヶ月延長することができる特例省令について、当初、平成 24 年 3 月 31 日までの間とされていた適用期日が平成 24 年 9 月 30 日まで延長された旨、ご連絡申し上げましたところであります。

しかしながら、被災市町村においては、現在も要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっている状況が継続していることから、今般厚生労働省は、被災市町村(岩手県大槌町、陸前高田市、宮城県東松島市、南三陸町、福島県南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村の 14 市町村に限る。)内に住所を有する被保険者については当該特例措置の適用期間が平成 25 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について」の送付について

(老老発 0928 第 3 号 平 24.9.28 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上



老老発 0928 第3号  
平成24年9月28日

社団法人日本医師会会長  
横倉 義武 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について」の送付について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施に御尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の通知を平成24年9月28日付けで各都道府県知事宛て送付いたしましたので、その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する御周知方よろしくお願いいたします。

老発0928第7号

平成24年9月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間  
の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第139号。以下「改正省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第3条第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（※）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、現在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

（※）岩手県陸前高田市及び上閉伊郡大槌町、宮城県東松島市及び本吉郡南三陸

町並びに福島県南相馬市、双葉郡 広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の区域に限る。

(2) 当該措置の対象について (第3条第2項関係)

当該措置は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に第3条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (条約)

- 欧州復興開発銀行を設立する協定の改正(八)
- 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書(九)

### (府令)

- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(内閣府六四)
- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同六五)
- 日本郵政株式会社銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同六六)
- 簡易郵便局法第四条第一項に規定する受託者の銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出に関する内閣府令(同六七)

- 消費者安全法の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(同六八)

### (府令・省令)

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
- (内閣府・財務・経済産業五)
- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働一〇)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
- (内閣府・農林水産一一)

### (省令)

- 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(法務三六)
- 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令(同三七)
- 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令(財務五七)
- 法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五八)
- 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(同五九)
- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
- (厚生労働一三五)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一二六)

### (省令)

- 予防接種実施規則の一部を改正する省令(同一三七)
- 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一三八)

- 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令(同一三九)

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同一四〇、一四一)

- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産五二)

- 農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同五三)

- 災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件

- (内閣府二六六)

- 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る)に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(法務四一〇)

- 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針を定める件(同四一一)

- 欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の効力発生に関する件

- (外務三二六)

### (省令)

- 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書の効力発生に関する件(同三二七)

- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件

- (財務三二三、三二四)

- 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部を改正する件

- (厚生労働五二四)

- 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する件

- (同五二五)

- 薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録証機関の登録事項を変更した旨を公示する件(同五二六、五二七)

- 医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件

- (同五二八)

- 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同五二九)

- 雇用保険法附則第五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件

- (同五三〇)

- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同五三一)

- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同五三二)

- (以下次のページへ続く)

- 本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本日公布された法令の「あらまし」は、  
次のページに掲載されています。

○厚生労働省令第三百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び必要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び必要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び必要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

（平成二十五年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例）

第三条 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（岩手県陸前高田市及び上閉伊郡大槌町、宮城県東松島市及び本吉郡南三陸町並びに福島県南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び必要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間</p>
<p>特例省令第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間</p>
<p>特例省令第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間</p>

特例省令第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）

同項第二号の期間

同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間

同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間

特例省令第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）

同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間

同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間

同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間

特例省令第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）

同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間

同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間

同項第二号の期間と十二ヶ月間までの範囲内である市町村が定める期間を合算して得た期間

<p>特例省令第二十一条第一項の規定により読み替えられた同令第一項の規定による読み替えられた第三十八條第二項(第四十一條第二項)において準用する場合を含む。</p>	<p>第五十二条第二項(第五十條第二項)において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第二十一条第一項の規定により読み替えられた同令第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項(第五十五條第二項)において準用する場合を含む。</p>	<p>第五十二条第二項(第五十條第二項)において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第二十一条第一項の規定により読み替えられた同令第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項(第五十五條第二項)において準用する場合を含む。</p>
<p>特例省令第二十一条第一項の表第三十八條第二項(第四十一條第二項)の規定により読み替えられた第三十八條第二項(第四十一條第二項)において準用する場合を含む。</p>	<p>第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間</p>	<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間</p>	<p>特例省令第二十一条第一項の表第五十二條第二項(第五十五條第二項)の規定により読み替えられた第三十八條第二項(第四十一條第二項)において準用する場合を含む。</p>
<p>特例省令第二十一条第一項の表第三十八條第二項(第四十一條第二項)の規定により読み替えられた第三十八條第二項(第四十一條第二項)において準用する場合を含む。</p>	<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第二十一条第一項の表第五十二條第二項(第五十五條第二項)の規定により読み替えられた第三十八條第二項(第四十一條第二項)において準用する場合を含む。</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第二十一条第一項の表第五十二條第二項(第五十五條第二項)の規定により読み替えられた第三十八條第二項(第四十一條第二項)において準用する場合を含む。</p>

2 前項の規定は、平成二十四年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。  
 附 則  
 この省令は、公布の日から施行する。